

第 1 1 回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から午後 4 時まで

2 開催場所

岐阜家庭裁判所 3 階 大会議室

3 出席者 (五十音順)

有富正剛委員 , 岩塚見洋子委員 , 小川サチ子委員 , 小椋将司委員 , 片岡雅子委員 , 神谷妙子委員 , 上山晶子委員 , 角田信恵委員 , 中村直文委員 , 武藤玲央奈委員 , 森川孝雄委員

(事務担当者)

堤裁判官 , 市村首席家裁調査官 , 磯村次席家裁調査官 , 中島首席書記官 , 矢野訟廷管理官 , 加納医務室技官 , 山田事務局長 , 新原事務局次長 , 浅野総務課長

4 議 事

(1) 委員長あいさつ

(2) 裁判所からの説明

少年事件の概況 (中島首席書記官)

家庭裁判所に係属した少年事件は , 全国と岐阜家裁管内ともに , 近年減少している。少年事件の対象となる 1 4 歳から 1 9 歳までの人口が近年減少しており , 少子化が少年事件減少の一因と考えられる。

家庭裁判所に係属した少年事件を非行種別に見ると , 窃盗や遺失物等横領といった財物に対する罪については , 全国と岐阜家裁管内における行為別の事件傾向はほぼ一致している。他方 , 業務上過失致死傷事件は岐阜家裁管内は全国平均を上回っている。ただし , 道路交通法保護事件については , 全国と岐阜家裁管内ともに , 近年減少しており , 少子化に加え , 暴走族の構成員及びグループ数の減少なども道路交通保護事件の減少に影響しているものと考えられる。

また、平成19年に終了した道路交通保護事件以外の一般保護事件の終局区分は、処分相当と判断されたものの内では保護観察処分が最も多く、次に中等少年院送致等の順となっており、終局区分の割合は全国と岐阜家裁管内とで概ね一致している。

最後に、平成19年に係属した少年事件について、非行時の年齢は全国及び岐阜家裁管内ともに16歳が最も多く、次いで15歳が多いという結果が現れている。

(3) 保護者に対する措置用ビデオ「今、親として」上映

(4) 裁判所からの説明

ア 岐阜家裁における保護的措置の在り方について（磯村次席家裁調査官）

家庭裁判所で行う処分には保護観察や少年院送致等があるが、そのような処分をしないこととする不処分決定や審判不開始決定をする場合もあり、それが事件全体の約7割を占めている。ただし、不処分決定や審判不開始決定をする場合でも、その手続の中で裁判官が審判において訓戒を与えたり、家裁調査官が少年や保護者の問題に焦点を当てた指導を行っており、そうした指導等を保護的措置と呼んでいる。

当庁では従来の保護的措置として 無免許運転を対象にした家裁調査官による交通講習、 比較的軽微な交通事故を対象とした少年友の会（家庭裁判所の保護的措置の援助等を行うボランティア団体）による交通講習、 シンナー少年に対する医務室技官の指導などを行っているが、最近では体験型の保護的措置が全国で行われており、当庁でも 万引き被害を考える親子の会、 進路支援セミナーや 野外体験活動を実施している。

の「万引き被害を考える親子の会」は、万引きをした少年と親を集めて、商店主から万引きによる損失を含め店の経営は大変であることなどの話を聞くものである。万引きは非行の初期段階で見られることが多いため、こうした説明を聞くことの効果は高いと考えている。 の「進路支援セミナー」は、

不就労や職を転々とする少年と親を集めて、就職指導の専門家から働くことの意義や生きることをテーマとした話を聞くもので、実際に少年が就職活動に出向くなど、講師の話を前向きに捉えていたと感じられた。 の「野外体験活動」は、少年友の会の協力を得て、社会の役に立つ行動を親子が一緒に行うことを目的とするもので、親子で巣箱を作って森林に設置したり、親子で芋を掘り、養護施設に送り届けるなどの活動を行った。

イ シンナー講習の実情について（加納医務室技官）

薬物に関わる事例のうち、家裁調査官が必要と判断した少年と保護者に対し、薬物の身体・精神に及ぼす影響や害悪について医学的な見地から説明を行っている。

講習の骨組みとして、基本的には自分が強い意思を持ってシンナー吸入しないことが大切であり、健康の重要性を理解させつつ、シンナーの薬害は直ぐに降りかかってくるという危機感を認識させることから始めている。講習で強調しているのは、シンナーにより不可逆的な変化をもたらしてしまう大脳・神経細胞の障害についてである。同様にフラッシュバック現象の話をするると、危機感が増す印象がある。シンナーを止めても後遺症として悩まされることはおよそ考えもしないことなので、薬物中毒の恐怖は決して脅しではないことを理解するための情報となる。

また、同席する保護者も薬物を悪とする漠然とした観念だけでは不十分で、根底に「自分の体を大切にしてほしい。」という思いと危機感を持って、少年に働きかけて欲しいと願っている。

（５）意見交換

テーマ「少年事件についての教育的働きかけ」

委員から出された意見等は別紙のとおり

（６）次回の意見交換のテーマについて

「少年事件の被害者傍聴制度等について」

(7) 次回期日

平成 2 1 年 6 月 4 日 (木) 午後 1 時 3 0 分

(8) 本日の議事概要について

委員会終了後，報道機関に公表し，裁判所のホームページに掲載する。

(別紙)

岐阜家庭裁判所委員会委員から出された意見等

A委員 岐阜県下において本年10月末までに検挙・補導した非行少年の人数は、前年同期と比べて約10%減少しており、全国傾向に一致している。検挙・補導された刑法犯のうち少年の割合は約33%と、全体の3分の1を占めており、交通事故を除く特別法犯は前年同期と比べてやや増加している一方で、毒物劇物取締法犯や覚醒剤取締法違反は4%ほど減少している。粗暴犯を中心として全般的に減少化傾向にある。

B委員 虐待を受けた児童が中高生になって親の体格と逆転するようになると、友達に誘われて非行に走るといったケースもあるようだ。初期段階で地域ぐるみで家族を見守り、働きかけができるように関係機関と連携することが必要だと感じている。

C委員 家庭裁判所の行う保護的措置には、さまざまな種類が用意されていることに驚いた。近年、携帯電話を媒体とする犯罪が多発している中で、家庭裁判所では携帯電話の使い方に焦点を当てた少年に対する指導は行っていないのか。

事務担当者 携帯電話の使い方を主眼とした保護的措置は特に行っていないが、試験観察中は携帯電話の使用時間を制限したり、利用限度額を低く設定するよう保護者を指導している。近頃では保護者側の携帯電話の使い方に問題があるケースも見受けられるので、保護者に対する指導も合わせて行う必要性を感じている。

C委員 携帯電話を持っていない少年の方が珍しい中で、それをどのように使わせるべきかを考える必要がある。岐阜県弁護士会では、平成20年12月に携帯電話の問題点を啓発する市民講座の開催を予定している。

D委員 P T Aの中で少年非行を話題にすることはないが、携帯電話の利用方法については高い関心を持っており、保護者に対して携帯電話の持たせ方のアンケート調査を行うことを考えている。塾通いする子どもとの連絡手段として携帯電話

を持たせるケースが多いようだが、午後10時以降は携帯電話を使わせないなどの環境作りが必要と考えている。弁護士会による市民講座にも、是非参加したい。

E 委員 少年友の会では、交通講習のほか、芋掘りや巣箱作りといった野外体験型の保護措置に協力をしている。芋掘りでは、ミルクプラントを見学し、親が手作りした昼食を食べた後、畑で収穫した芋を児童施設に寄付している。行きのバスでは黙っていた親子が帰りのバスでは話が弾んでいる様子を見ると、本当に参加して良かったと感じられる。また、巣箱作りに参加した時は、昼食の豚汁を作る際に親子が食材の切り方をめぐって楽しそうに話していたのが印象的だった。

B 委員 岐阜県下における補導委託の現状について教えてもらいたい。

事務担当者 身柄付き補導委託として何か月か委託先に預ける場合や、短期補導委託として3日程度福祉施設に預けてボランティア活動をさせる場合等がある。委託先は県下に数か所あるものの、個々の少年の適性に合った委託先がなかなか見付からないこともあって、委託件数は年間数件に留まっているのが実情である。

F 委員 少年審判では結論を出すまでに多くの関係機関が少年に働きかけ、これによる少年の変化を見た上で最終的に判断する点で、大人の刑事事件と異なっている。このため判断結果だけでなく、判断するタイミングも難しいのが特色である。

G 委員 企業は一般的に大人の集団なので、少年非行に対する社会的関心はこれまであまり高くなかったように思われる。しかし、未成年者の採用を増やしていることを考えると、採用した成人前の社員たちが非行に走ることを防ぐよう、先輩による社内でのサポートが大切だと感じている。

H 委員 いくつかの大学で学生が大麻所持により検挙されているが、海外に留学すると手軽に薬物が手に入るらしいので心配している。学生はファッション感覚で使用しているのだろうが、薬物の怖さを正しく教えていくことが大切だ。

I 委員 海外では大麻を解禁している国もあるが、大麻は覚醒剤など次の薬物に移行したくなるケースが多いので、その怖さを子どもたちに教えるためにも、ビデオを用いた薬物講習が各学校に普及するとよいと思う。